

## 第18節 食料供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 供給要請の取りまとめ ⇨ 必要量・必要品目 2 災害時の調達 (1) 市内業者等に供給依頼 (2) 府へ応援要請 ⇨ (連絡不能) ⇨ 大阪農政事務所長等 ⇨ (連絡不能) ⇨ 大阪農政事務所指定倉庫責任者 3 緊急物資集積場所 ⇨ 市立体育館、市立コミュニティ体育館 4 炊出しの実施 (1) 場 所 ⇨ 各避難所(給食施設)等 (2) 留意点 ⇨ 災害時要援護者への配慮 5 仕分け・配送要員の確保 6 調達体制の強化 (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 7 住民への備蓄推進についての広報実施	総務課 自治広報課 契約管財課 学校教育部 総務課

### 第1 計画の方針

災害時に、避難所に収容された者に対し、発災直後は備蓄食料により対応し、体制が整った時点で炊出し又は必要な食品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。

### 第2 実施責任者

災害時の応急給食は、市長が実施する。

### 第3 調達方法

- 被災者等の食品の供給は、避難所毎の必要量を算定し、市役所や伯太小、和泉シティプラザ、横山小に備蓄された食料をもって行うものとするが、状況に応じて市内業者から必要量の食料を調達するものとする。
- 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領(平成6年8月4日付け流第278号)に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。

### 第4 食料の供給

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施するものとする。

- 炊出しは、各避難所の給食施設等において実施する。  
市長は、各避難所等において炊出しに使用する設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達先を定めておくものとする。
- 災害時要援護者への配慮  
高齢者、乳幼児に対する炊出しその他による食料の供給は、温かなもの、軟らかなもの、調製粉乳など配慮したものを供与するものとする。
- 食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施するものとする。
- 食料品の供給に当たっては、衛生面に注意して行う。
- 住民等の協力  
炊出し及び食料の配給に当たっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し

実施する。

#### 第5 災害時における食料集積場所

市長は、府等から輸送される食料の集積場所を、下記の救援物資集積場所とする。なお、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。また、災害時には管理責任者を配置し、管理の万全を期するものとする。

#### 救 援 物 資 集 積 場 所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立市民体育館	府中町4 20 3	(0725) 45 0525
市立コミュニティ体育館	光明台1 44 8	(0725) 57 0100

#### 第6 食料備蓄の啓発

市は、食料の備蓄に努めるものとするが、市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から各家庭で食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発するものとする。

資料編	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	--